

### 1. 受入れ大学等での身分

受入れ大学等においては、単位互換履修生（大学等によって呼称は異なる）として扱われます。受入れ大学等の諸規則を守ることが求められますので、一個人に留まらず、所属大学等の代表であることを十分に自覚して、この単位互換制度を通して大学等間の交流が円滑に推進できるよう、協力をお願いします。

### 2. 単位互換履修生証

単位互換履修生であることを証する「単位互換履修生証」は、受講を許可された場合に、受入れ大学等から発行されます。ただし、八王子市学園都市センターで行う授業又は遠隔授業の履修者に対しては、交付しません。

「単位互換履修生証」は、受入れ大学等に入構する際や図書館等の施設を利用する際、あるいは定期試験を受験する際など、提示を求められる機会がありますので、所属大学等の学生証と一緒に常に携帯してください。

なお、記載されている有効期限が切れたとき、または有効期限内であっても、「単位互換履修生証」を使用しなくなったときは、すみやかに受け入れ大学等または所属大学等の担当窓口に戻却してください。